

桜楓苑通所介護センター介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸和会が開設する桜楓苑通所介護センター（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業通所介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「職員等」という。）が要支援相当状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、事業所の職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の医師及び人格を尊重し、常に利用者の立場に合ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 4 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに関係機関への情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 桜楓苑通所介護センター
- ② 所在地 幸手市平須賀2丁目225番地

(事業所の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員等に対し厳守すべき事項について指揮命令を行う。また、管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。
 - ② 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
 - ③ 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
 - ④ 介護職員 4名以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行うほか利用者の送迎に従事する。
 - ⑤ 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能減衰を防止するための訓練を行う。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日及び、12月31日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は通所介護事業も含めて、1日30人とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、幸手市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要項」）によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については実施要項によるものとする。

- ① 食事の提供
 - ② 入浴（一般浴）
 - ③ 日常生活動作の機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
 - ⑥ アクティビティ
- 2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、1時間あたり1000円を徴収する。
- 3 食費は、640円を徴収する。
- 4 おむつ代は、実費を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 文書送料 利用者の求めに応じ文書を発送した場合 1通 150円を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前各項と同様に利用者又は、家族に対し事前に説明した上で支払いに同意するの文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、幸手市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 職員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出ること。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用すること。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。

(非常災害対策)

- 第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行うものとする。
- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、利用者に使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 事業所は職員に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
 - 3 事業所は当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密保持等)

- 第14条 職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 2 事業所は、職員等であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員等との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じることとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

する。

(事故発生時の対応)

- 第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、利用者の家族、当該利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
 - 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に行うこと。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第18条 事業所は、事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所は、職員等の質的向上を図るため研修を行なうものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 サービス利用申込者のサービスの選択に資するため、事業所の見やすい場所に運営規程の概要を

掲示するとともに、法人のホームページに掲載するものとする。

- 4 正当な理由なく、事業の提供を拒まないものとする。又、当該事業所の事業の実施地域等を勘察し、自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者等に連絡を行ない、又は適当な事業者を紹介することとする。
- 5 要支援認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なう。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行なうものとする。
- 6 利用者の要支援認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して事業を提供するものとする。
- 7 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 8 事業所は、事業に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
 - (1) 介護予防・日常生活支援介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 9 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 10 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、当法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第20条、第22条第3項及び第8項については、令和6年4月1日から施行する。